

# 筑波研究学園都市50周年記念・特別局運用規定

(この運用規定は、筑南アマチュア無線クラブの会員に適用する)

- 第1条 (目的)  
特別局の運用は、会員が中心となり常に密接な相互連絡を保ち、日々の運用を円滑に行う為に、これを定める。
- 第2条 (基地局)  
基地局は、無線局の設置場所／常置場所である、つくば市自由ヶ丘809-3山本豊治(JA1HTD)宅に置く。
- 第3条 (移動局)  
移動局の運用出来る範囲は下記の指定地域以内とする、指定地域外での場合は、特別局運営実行委員長の許可を得て運用する事とする。  
(但し、会員が会員の常置場所で運用を行う場合は指定地域外であっても、その運用を妨げない)  
(A) グループは、つくば市・牛久市・龍ヶ崎市・取手市・つくばみらい市。  
(B) グループは、常総市・下妻市・筑西市。  
(C) グループは、桜川市・石岡市・土浦市。
- 第4条 (実行委員会)  
筑南アマチュア無線クラブ・会則の附則事項、第2条の定めにより此処に運営実行委員会を設定する。  
(1) 運営実行委員会には委員長を置き、当クラブ会長が其の責務に当り、業務を統括する。  
(2) 委員長の下に副長を2名置き、委員長に事故ある時(不在時も含む)は業務を補佐する、副長は会員の中より選び、環境等を勘案し委員長より任命を受けた者はその責務の遂行にあたる。  
(3) 上記(1)及び(2)以外の会員は運営委員として(1)及び(2)の補佐に勤める。
- 第5条 (運用)  
特別局の運用は、基地局に有っては随時運用出来る事とし、会員から運用予定の申告が有った場合は、その申告を優先する、但し複数の会員から同時期運用予定等の申告が有った場合は、事務局において委員長がその申告を調整し各申告者に運用許可の通知をする、申告者は重複運用(電波法違反)を避ける為、運用許可の確認が出来ない場合はその運用予定を中止する事とする。

- (1) 運用の申告に付いては、運用希望日と時間を事前に毎日22:00前後までに事務局に対し、電子メール又は電話等により運用の許可を得る事。  
なお電子メールは事務局以外の会員に対しては、CCで送付する事。
- (2) 事前に運用予定の申告をしていない場合で、当日臨時に運用時間が出来た場合、或いは伝播コンディションの好転等で急に運用したい場合は、電子メール或いは電話等により事務局に申し出て、その場で運用許可を得る事。
- (3) 事務局は、事前申告については、翌朝の7時前後までに電子メールにて会員に通知する、(2)項に依る申告に付いては、極力その場で運用可否を通知すると共に、速やかに許可内容を電子メールで会員に通知する。
- (4) 運用の許可を得た方は、必ず事務局に立ち寄り「無線局免許状」と共に必要機材を受け取り運用に当る事、また運用が終了した場合は速やかに使用機材と「無線局免許状」を事務局に返却する事、時間帯等により返却が困難な場合は電子メール、または電話等を用いて必ず終了の連絡を速やかに行う事。
- (5) 事務局の計画で、同一地点において複数バンド(最大4バンド)の運用を行う場合は、個人局の運用も含めて出来るだけ多く参加して下さい。
- (6) 非会員の(アマチュア無線従事者免許を有する、当会員以外の者を言う)運用参加に付いては、概ね11月01日以降運用終了までの期間中を目安として、事務局で計画する運用予定に基づき決められた場所・時間等に合わせて出向いて頂き運用が出来る様、周辺の各局に参加を働きかけて下さい、日程等は順次別表で提示する事とします。

第6条 (適用期間)

本規定の適用期間は、特別局の免許が失効する、平成26年03月31日までとする。

第7条 (参考資料)

この規定に定めのない事は、別紙「運用の心得」も参考にして下さい(文中に重複する所も有ります)。

平成25年09月10日 制定実施